

# 米国における戦後の景気後退と金融財政政策

—1948～49年および1953～54年の事例について—

## はしがき

昨秋以来、米国経済は全般的な下向き調整期に入っている。今後の事態の成行きいかんを明確に予測することは困難であるが、戦後最近に至るまで米国経済を特徴づけてきたような特殊な景気上昇要因——たとえば戦時からの継延需要、再軍備と朝鮮動乱、設備投資需要など——を見出しづらい。現在、景気対策としての金融政策あるいは財政経済政策の効果に寄せられる期待はことのほか大きい。このようなときに1948～49年および1953～54年の景気後退時にとられた金融・財政・経済政策を回顧しておくことは米国経済今後の動向を見る上に参考になると思われる所以、以下簡単にこれをまとめてみることとした。

## 1. 1948～49年の景気後退とその対策

### (1) 景気後退の推移

1948～49年の景気後退の規模および進行状況の概要是第1表の通りである。

景気後退は1948年第4四半期に始まり、翌49年央までにほぼ下降調整を終え、1950年上半期に後退前ピークの水準を越えた。後退の深さは鉱工業生産において-10.5%、国民総生産において-3.2%となつてゐる。後退の主因には戦時に醸成された購買力の消尽に伴う消費需要の一巡、工業設備拡張の一段落という事情があげられ、これに農産物生産過剰、海外復興需要の一巡などの要因が加

わつた。

### (2) 金融政策の転換

このような情勢に対し連邦準備当局は、1948年末まで基本的にはなおインフレ抑制政策を堅持していたが、49年に入つてようやく政策の重点を引締めから緩和の方向に転ずるに至つた。緩和措置はまず消費者信用および株式信用の分野から開始され、ついで銀行信用の一般的な緩和へ進められたが、その主要なものを時期を追つて列挙すれば次の通りである。

49年 3月	消費者信用規制緩和 株式証拠金率引下げ
4月	消費者信用規制第2次緩和
5月	支払準備率引下げ
6月	消費者信用規制撤廃
6～7月	支払準備率第2次引下げ
8～9月	支払準備率第3次引下げ

### イ. 消費者信用規制の緩和・撤廃

連邦準備制度理事会は1948年のインフレ抑制法に基き、同年9月より理事会規程Wをもつて消費者信用の規制を実施していたが、前述のごとく消費需要の減退を主因として景気の後退が始まつたので、49年3月および4月の両度にわたりますその規制条件を緩和（第2表）し、統いて6月末根拠法の失効とともにこれを廃止した。

この結果、消費者信用残高は2月を底として増

[第2表] 消費者信用規制の緩和（1949年）

区分	当初の条件	3月の緩和		4月の緩和
		最低頭金自動革	その他	
その他		33 1/3%	33 1/3%	33 1/3%
最长期間	1,000ドル未満15か月以上18か月	20 %	15 %	10 %
	"	21か月	24か月	

[第3表] 消費者信用残高推移（1948～50年）

区分	1948年末	1949年2月末	1949年6月末	1949年末		1950年6月末
				賦払信用	非賦払信用	
賦払信用	90	88	98	116	130	
非賦払信用	54	48	50	57	57	
計	144	136(A)	148	173	187(B)	

[第1表] 1948～49年の景気後退

区分	後退前ピーク時	ボトム時	下降率	後退前ピーク時に回復時
鉱工業生産	(48年7月) 105	(49年1月) 94	- 10.5%	(50年4月) 106
卸売物価	(48年8月) 106	(50年1月) 98	- 8.0%	(50年9月) 107
国民総生産	(48年四半期) 2,640億ドル	(49年四半期) 2,555億ドル	- 3.2%	(50年四半期) 2,649億ドル
個人所得	2,128	2,053	- 3.5%	2,185

(注) 鉱工業生産・卸売物価は1947～49年を100とした指数。

国民総生産・個人所得は年率。

加に転じ、金融市場の軟化と相まって、翌50年6月末には51億ドルの増加を示した（第3表B-A）。

#### 口. 株式証拠金率の引下げ

消費者信用規制の第1次緩和に続き、理事会は3月末理事会規程TおよびUを改正、株式証拠金率をそれまでの75%から50%へ引き下げた。これは株価の低落に対処するとともに、ビジネス・センチメントの好転を図ることをねらいとしたものであつて、その後第4表にみるごとく株式信用残高は漸次増加し株価も回復に向つた。すなわちダウ・ジョーンズ工業株価30種平均の動きをみると、48年6月191ドルをピークとしてその後落勢をたどり、49年2月には174ドル、同6月には165ドルとなつたが、のち反転、年末には196ドルに達し、翌50年6月には221ドルと活況を呈した。

[第4表] 株式信用残高推移（1948～50年）  
(単位・億ドル)

区分	1948年末	1949年2月末	1949年6月末	1949年末	1950年6月末
残高(注)	5.5	5.3	6.8	8.8	12.6

(注) ニューヨーク株式取引所仲買人の対顧客信用供与残高。

#### 八. 支払準備率の引下げ

米国では当時、国債価格支持政策がなお続けれれていた。このため連銀は固定された国債価格（したがつて固定された国債利回り）を維持する責務があり、商業銀行などが手持国債を市場に売却し、国債価格が低落（したがつて国債利回りの上昇）する場合には、これを防ぐため無制限に買操作を行わざるをえない立場におかれていた。このように連銀が公開市場操作の主導権を失つていたことは金融政策の効果を著しく減殺していたのであつて、加盟銀行はいつでも公定歩合（当時1.5%）より低利の手持財務省証券（当時1.16%見当）を連銀に売却することによつて必要資金を調達することができたから、連銀貸出もほとんど利用されず、公定歩合の意義もきわめて小さいものであつた。

したがつて、連銀にとって支払準備率の変更が残された唯一の量的信用調整手段であり、その準備率は48年秋以降、前記インフレ抑制法に基く特別措置により異例の高水準にあつた。

連銀は前記消費者信用規制の緩和、株式証拠金率の引下げに続き、49年4月末この支払準備率の

引下げを発表（5月初めより実施）、その後9月初めまでに第2次、第3次の引下げを行つた。その推移は第5表の通りである。

[第5表] 支払準備率の引下げ（1949年）

(%)

区分	要求支払預金			定期預金	
	中央準備市	準備市	地方	中央準備市	地方
1948年9月 (第1次引下げ)	26	22	16	7½	7½
1948年5月 (第2次引下げ)	24	21	15	7	7
1949年6～7月 (第3次引下げ)	…	20	14	6	6
1949年8月	23⅓	19⅓	13	5	…
"	23	19	12	…	5
"	22⅓	18⅓	…	…	…
9月	22	18	…	…	…
法定限度最高	26	20	14	6	6
1948年8月 特別措置放高	30	24	18	7½	7½

(注) 第2次引下げはインフレ抑制法に基く暫定極限失効（6月30日）によるもの。

準備率引下げにより解放された準備金は、第1次12億ドル、第2次8億ドル、第3次18億ドルと計38億ドルにのぼり、加盟銀行の純過剰準備（過剰準備一連銀よりの借入れ、別名自由準備）は2.6億ドルより9億ドル以上に増大した。加盟銀行の信用供与能力はこうして大幅に増加し、その結果貸出・投資残高は49年下期中に61億ドルの増加をみた（第6表）。

[第6表] 加盟銀行信用供与額（1948～50年）

(単位・億ドル)

区分	1948年末	1949年6月末	1949年末	1950年6月末
貸出残高	361	345	362	376
投資残高	595	609	653	651
計	956	953	1,015	1,027

#### 二. 公開市場操作

前述のごとく、当時なお国債価格支持政策が実施されていたため、公開市場操作が積極的に金融緩和のため使用されたとはいいえない。けれども49年の緩和政策推進に際し、連邦公開市場委員会は国債価格支持政策のわく内ではあるが、一般的な信用調節のため公開市場政策の復活に努力した。すなわち、6月末の支払準備率第2次引下げ発表に先立ち、公開市場委員会は解放資金が国債市場に集中して一般的な信用緩和の意図が減殺されることを防ぐため、国債利回りを若干ながら引下げる操作を実施した。また支払準備率の第3次引下げに際してはあらかじめ理事会と協議し、準備金

解放に伴う短期金利の無用な激変を防ぐため、短期国債の売却を行つた。

#### 木. 公定歩合政策

国債価格支持政策のため連銀貸出は全く利用されず、公定歩合の意義もかなり制約されたものであつた。加えて低利に固定されていた国債利回りとの関係において、公定歩合も 1.5% の低水準になつたため、金融緩和政策としての公定歩合引下げは行われなかつた。

#### (3) 財政経済政策

連邦政府の財政・経済政策は1948年から翌49年にかけて、冷戦激化という国際情勢と、インフレ終息・景気後退という国内経済情勢とを背景に大きくその基調を改めた。これを連邦財政の対民間受払についてみると第7表の通り、49年(暦年)には前年に比し払出しは57億ドルの増加、受入れは36億ドルの減少となり、このため前2年間57億ドル、81億ドルと黒字を示したのに対し、12億ドルの赤字となつた。

〔第7表〕 連邦財政対民間受払 (1947~49暦年)

(単位・億ドル)

区分	1947年	1948年	1949年	48~49年 増減
受入れ	443	450	414	- 36
払出し	386	369	426	+ 57
受払超	+ 57	+ 81	- 12	

景気後退の阻止ないし回復に寄与したとみられる政策には、減税、国防支出および对外援助の増加、農産物価格支持、住宅政策などが挙げられる。

#### イ. 減 稅

歳入の減少は主として1948年の歳入法による減税の結果で、これは終戦に伴う一般的な減税要求に応じるとともに景気対策の意味を含めて実施されたものである。この減税と景気後退に伴う所得減により、個人所得税収は48会計年度から50会計年度にかけて36億ドル減少した。これは税引個人所得(可処分所得)の減少を阻止(年間計数では48~49年間増加)し、したがつて個人消費支出の低落防止に貢献した(第8表)。

〔第8表〕 個人所得と可処分所得 (1948~49年)

(単位・億ドル)

区分	1948年第4四半期	1949年第4四半期	減少率	1948年間	1949年間
個人所得	2,128	2,053	-3.5%	2,087	2,068
可処分所得	1,924	1,867	-3.0%	1,876	1,882

#### ロ. 国防支出・对外援助支出の増加

1948会計年度から49会計年度にかけて、国防支出は11億ドル(10%)、对外援助支出は15億ドル(30%)増加し、両費目の支出増は合せて支出増加総額64億ドルの40%にのぼつた。これは48年春のベルリン封鎖、49年春のNATO成立、49年秋の相互防衛援助法通過など冷戦激化の過程の反映でもあるが、同時に重要な景気回復要因であつた。

#### ハ. 農産物価格支持

1948年の記録的な豊作と欧州の生産復興との影響をうけて、農産物市況は同年初早くも深刻な調整過程に入った。これに伴い48~49両年にわたり農業法の改訂、新価格支持計画の作成をみ、同時に商品金融会社(Commodity Credit Corp.—CCC)の改編強化も行われた。農業関係予算支出は48会計年度の6億ドルから49年度の25億ドルへ19億ドル(支出増加総額の30%)の大幅増加となり、CCCの融資残高は47年末の7.3億ドルから49年末の31.1億ドルへ増大した。これは農産物価格の低落を阻止し、農業所得の減少を防止する上に役立つた。

#### ニ. 住 宅 政 策

政府は1949年住宅法改正により政府機関(連邦住宅局—FHA、復員軍人援護局—VA)の住宅抵当融資保証条件を緩和し、更に連邦全国抵当組合(Federal National Mortgage Association—FNMA)一民間金融機関より住宅抵当融資の買取を行う政府機関)の抵当証券買入活動を強化して、民間住宅建設の増大を図つた。FNMAの抵当買入残高は48年末の2億ドルから49年末には8.3億ドル、

〔第9表〕 I. 1~4家族住宅抵当残高 (1947~50年)

(単位・億ドル)

区分	1947年末	1948年末	1949年末	1950年末
政府保証分	93	125	150	189
その他	189	208	226	263
計	282	333	376	452

(注) 1家族用住宅から4家族用住宅までを含む。

II. 新規民間住宅着工数 (1947~50年)

(単位・千戸)

区分	1947年	1948年	1949年	1950年
総額	849.0	931.6	1,025.1	1,396.0
内 連邦住宅局保証分	229.0	294.1	363.8	486.7
復員軍人援護局 "	—	—	—	200.0

(注) 復員軍人援護局の計数は47~49年分不詳、50年分一部推定。

50年末には13.5億ドルに増加している。このような住宅政策と前記の金融緩和政策により、住宅抵当残高ないし住宅着工数は着実に増勢を続け、景気回復要因として重要な役割を演じた(第9表)。

## 2. 1953~54年の景気後退とその対策

### (1) 景気後退の推移

1953~54年の景気後退の規模および進行状況の概要是第10表の通りである。

景気後退は1953年秋に始まり54年春までに下降調整を終えて反転、同年末より55年春にかけて後退前ピークの水準に達した。後退の深さは鉱工業生産において-10.2%、国民総生産において-2.7%となつており、49年の後退の幅と大差ないが、個人所得の減退がきん少にとどまつたこと、鉱工業生産指数のボトム時が国民総生産のそれに比しかなり遅れたこと、物価が強含みに推移したことなどが注目される。後退の主因は朝鮮動乱の休戦成立に伴う国防支出の大幅削減で、これに動乱期に抑制された耐久消費財需要の一巡、設備投資の減退、余剰農産物の累積などの要因が加わつた。

[第10表] 1953~54年の景気後退

区分	後退前 ピーク時	ボトム時	下降率	後退前ピークに回復時
鉱工業生産	(53年7月) 137	(54年8月) 123	-10.2%	(55年5月) 138
卸売物価	( " ) 111	( " ) 110	-0.9%	( " ) 110
国民総生産	(53年2四半期) 3,674億ドル	(53年4四半期) 3,575億ドル	-2.7%	(54年2四半期) 3,677億ドル
個人所得	(53年3四半期) 2,877 "	(54年1四半期) 2,850 "	-0.9%	(54年2四半期) 2,917 "

(注) 卸売物価は51年3月朝鮮動乱時の最高(117)から落勢に入り、53年初までに底をつけ(110前後)、その後55年春まで横ばいを続けていた。

### (2) 金融政策の転換

1953年春連邦準備当局は、新共和党政権の健全財政・金融政策尊重の方針と呼応して、インフレ抑制、とくに在庫の投機的補充の抑制をねらいとして從来の引締政策を一段と強めていた。しかし同年5月、国債長期化政策の一環として断行した30年物3¼%の長期債発行が市場の梗塞をもたらし引締めが行き過ぎたので、急ぎ緩和政策に転換した。緩和措置の推移を時期を追つて列挙すれば次の通りである。

53年	5月	公開市場買操作
	7月	支払準備率引下げ
	7~12月	公開市場買操作
54年	2月	公定歩合引下げ
	4月	公定歩合第2次引下げ
	5~6月	公開市場買操作
	6~8月	支払準備率第2次引下げ
	9~12月	公開市場買操作

#### イ. 公開市場操作

今回の緩和政策において最初にとりあげられ、その後も金融緩和の全期間を通じて重要な役割を演じたのは公開市場操作であつた。

1951年3月国債價格支持政策を廃止することについて、財務省と連銀当局との間に正式な了解(アコード)が成立して以来、公開市場操作は国債價格の維持という顧慮をはなれ、もっぱら連銀当局の自主的判断により適正な資金量の維持という観点から操作されていた。1952年住宅金融統制の廃止、消費者信用規制の撤廃以降連銀は量的金融統制手段により金融調整を行つてきたが、最も弾力的に使用しうる公開市場操作はその基幹をなすものであつた。

公開市場委員会は1952年秋以降、インフレ傾向阻止のためかなり強度の引締政策を続けてきたが、53年5月金融市場の変化とともに直ちに買操作を開始し、翌6月にかけて約9億ドルの買オペを行つたが、同時にその政策目標をそれまでのインフレ抑制からデフレ回避に切り替え、年末までにさらに純計12億ドルにのぼる買操作を行つた。54年にはさらに一步進め「積極的な金融緩和」を目指とし、3~6月には5億ドル、9~12月には9億ドルと活発な買オペが続けられた。この間年初の季節的資金還流期には公定歩合引下げと関連して売オペを手控え過剰準備の市中滞留を図り、また7~8月には支払準備率引下げを助けて売オペを行うなどの操作もあつた。

#### ロ. 支払準備率の引下げ

買オペ開始に続き、理事会は1953年6月下旬、2年半ぶりに支払準備率の引下げを発表、約12億ドルの準備金を解放したが、翌54年にも6月より8月にかけて第2次の引下げを実施、約16億ドルの準備金を解放した(第11表)。所要準備金の解

放は差当り新規財政資金の調達を助けたが、同時に銀行資産の流動性を高め、その貸出拡張への意欲を刺激する強力な要因となつた。

〔第11表〕 支払準備率の引下げ（1953～54年） (%)

区分	要求 払 預 金			定期預金	
	中央準備市	中央準備市	地方	中央準備市	地方
1951年 2月 (第1次引下げ)	24	20	14	6	6
1953年 7月 (第2次引下げ)	22	19	13	...	...
1954年 6月	21	...	...	5	5
7月	20	18	...	...	...
8月	...	...	12	...	...

#### 八、公定歩合政策

国債価格支持政策の廃止以降、短期国債金利を中心とする金利水準は人為的な政策によつてではなく、市場の需給によつて決定されるようになつた。また連銀が無制限に短期国債の買入れに応ずることを中止したため、連銀貸出も利用されるようになり、この二つの事実から公定歩合もその本来の意義を回復するに至つた。

1954年に入ると連邦準備銀行は、2月および4月の両度にわたり、公定歩合を各1/4%ずつ計1/2%引下げ、53年1月來の2%を1 1/2%に改訂した。53年央以来の緩和政策により、當時財務省証券金利はすでに公定歩合をはるかに下回つており、公定歩合の引下げはこの低下していた市場金利にサヤ寄せしたわけである。しかし公定歩合の引下げは単に市場金利への追随という消極的意義にとどまらず、連銀当局が金利低下を是認し、更には一層の金融緩和を図る意図を表明したものとして大きな効果を有するものであつた。

これら積極的な緩和政策の実施により金融市場

〔第12表〕 金利水準推移（1953～54年） (年利・%)

区分	1953年 6月	1953年 9月	1953年 12月	1954年 6月	1954年 9月	1954年 12月
財務省証券発行金利	2.231	1.876	1.630	0.650	1.007	1.174
優良商業手形(4~6ヶ月物)	2.75	2.74	2.25	1.56	1.31	1.31
銀行引受手形(90日物)	1.88	1.88	1.88	1.25	1.25	1.25

〔第13表〕 加盟銀行信用供与額（1953～54年） (単位・億ドル)

区分	1953年6月末	1953年末	1954年6月末	1954年末
貸出残高	556	578	572	603
投資残高	602	647	660	714
計	1,158	1,224	1,232	1,316

の基調は大きく変化し、金利水準も大幅に低下した。たとえば財務省証券発行利回りは53年央の2.23%から54年央の0.65%へと低下している（第12表）。加盟銀行の信用供与能力も大きく拡張され、その貸出および投資残高は第13表の通り、53年下半年に66億ドル、54年間に92億ドル増加している。

#### （3）財政経済政策

連邦財政は健全財政を標榜する共和党政権の発足（1953年1月）とともに、朝鮮動乱期の高水準から縮小の傾向に入り、全体として経済に対し49年当時とは対照的な姿をとつた（第14表）。

しかしこのような動きを示しつつも、財政の規模自体が49年当時に比してはるかに大きかつたこと、また55年度にはかなりの赤字増加をみせていることなどは、景気に対する安定要因として注目されるところである。

〔第14表〕 連邦財政対民間収支（1953～54会計年度） (単位・億ドル)

区分	1953年	1954年	1955年	53~55年増減
受入れ	715	716	678	- 37
払出し	768	719	705	- 62
受払超	- 53	- 2	- 27	

#### イ. 減 稅

1954年政府は健全財政の公約にもかかわらず、予算均衡化の見通しも立たぬまま大幅の減税を行つた。減税内容には、朝鮮動乱期の臨時増徴分の廃止のほか、減価償却の短期化、株式配当に対する二重課税の軽減などをはじめとする広範な税制改革を含み、景気後退による購買力減退の阻止、企業活動の活発化をねらいとするものであつた。

これにより1955年度の歳入は第14表の通り前年比38億ドル減となつたが、個人所得および法人利

〔第15表〕 個人所得と可処分所得（1953～54年） (単位・億ドル)

区分	1953年第3四半期	1954年第1四半期	減少率	53年間	54年間
個人所得	2,877	2,850	- 0.9%	2,860	2,874
可処分所得	2,517	2,510	- 0.3%	2,502	2,545

〔第16表〕 法人利潤（1953～54年） (単位・億ドル)

区分	1953年第2四半期	1954年第2四半期	減少率	1953年間	1954年間
利潤総額	415	337	- 19%	383	340
法人税	231	169	- 27%	213	171
税引利潤	184	168	- 9%	170	170

潤は年間において総額が横ばいないし減少を示したものにかかわらず、税引額での減少が阻止されることとなり、景気回復の強力な支因となつた（第15～16表）。

#### 四、住宅政策

住宅政策としては1954年の住宅法改正による政府機関の民間住宅抵当融資保証条件の大幅緩和が重要な役割を演じ、金融緩和と相まって住宅建築盛行の基礎を与えた（第17表）。連邦全国抵当組合の活動は緊縮財政の影響により49年当時に比し比較的小さかつた。

〔第17表〕 I. 1～4家族住宅抵当残高（1953～55年）

（単位・億ドル）

区分	1953年末	1954年末	1955年末
政府保証分	281	321	389
その他	380	436	492
計	661	757	881

II. 新規民間住宅着工数（1953～55年）

（単位・千戸）

区分	1953年	1954年	1955年
総額	1,103.8	1,220.4	1,328.9
内 連邦住宅局保証分	252.0	276.3	276.7
復員軍人援護局	156.6	307.0	392.9

#### 八、余剰農産物処理

農業問題は1952年の記録的豊作により一段と深刻化した。このため54年には農業法改正、对外援助法改正、農産物貿易開発援助法（いわゆる余剰農産物処理法）制定などにより、農産物市場の安定確保、余剰農産物の対外処理などの非常措置が講ぜられた。これと併行して商品金融会社の資力充実のため、その借入限度が50年末以来の67.5億ドルから54年2月85億ドルへ、同8月100億ドルへ、さらに翌55年8月には120億ドルへと急速に引き上げられた。

#### むすび

以上1948～49年、53～54年の景気後退期にとられた一連の金融政策および財政経済政策は、いずれの場合も相携えて有効需要の増大を図り、景気後退を軽度のものにとどめ、ひいてはその後に続く経済成長の基底を形成するものとなつた点で重要な役割を演じたといふことができる。

しかし、他面1948～49年の景気対策と1953～54

年の景気対策にはかなりの差異がみられる。すなわち、1948～49年の景気対策は財政経済政策に重点がおかれており、金融政策はむしろ副次的な意味しかもたなかつた。これは当時なお国債価格支持政策が継続され、金融政策が無力化していたためであり、量的金融政策としてはわずかに支払準備率の引下げが行われたにとどまり、公定歩合の引下げ、積極的な公開市場操作は行われなかつた。金融政策の主眼はむしろ消費者信用規制の廃止、株式証拠金率の引下げのごとき質的面における緩和政策があつた。これに反し財政経済政策の面では、国際情勢の変化にも起因するが、国防支出、对外援助費、農産物価格支持など計64億ドルによる財政支出の増大により有効需要の造出を図つたことが注目される。

1948～49年の景気対策が財政経済政策に主眼をおいたのに対し、1953～54年の景気対策の中心は金融政策があつた。すなわち、1951年3月アコード成立以降米国では伝統的金融政策が復活したが、1953～54年の景気後退期には公定歩合の引下げ、公開市場操作、支払準備率の引下げなど量的金融調整手段が全面的に活用され、金融面からの有効需要の増大に主眼がおかれた。ただ減税は1948～49年、1953～54年のいずれの場合にも行われ、個人所得の減少に基く消費支出の低下を可処分所得の増加（または減少の度合の縮小）によつて阻止する上に大きな効果を挙げた。しかし1948～49年の際には個人所得税の減税のみが行われたに反し、1953～54年の際には法人税の引下げ、償却期間の短縮、株式配当に対する二重課税の廃止など企業投資の促進にも考慮が払われたことが注目される。